

八王子市景観計画策定等検討会議設置要綱

(設置)

第1条 本市の魅力的な都市景観形成のため、景観法(平成16年6月18日法律第110号)に基づく景観計画の策定及び景観条例の制定に関し必要な事項を検討するため、八王子市景観計画策定等検討会議(以下「検討会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会議は、八王子市の景観計画の策定及び景観条例の制定に関し必要な事項について調査、検討等を行い、その内容を市長に提案するとともに、市長の景観計画及び景観条例の案の策定に関して助言を行う。

(組織)

第3条 検討会議は、委員16名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる基準により市長が選出する。

(1) 学識経験者 6名以内

(2) 市内で活動する市民団体の代表者又はこれに準ずる者 3名以内

(3) 公募による市民 3名以内

(4) 関係行政機関の職員 4名以内

3 委員の任期は、市長が景観計画及び景観条例の案を策定するまでとする。

(会長及び副会長)

第4条 検討会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、前条第2項第1号の委員のうちから委員の互選によって定める。

3 副会長は、会長が指名する委員をもって充てる。

4 会長は、会務を総理し、検討会議を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会議は、会長が招集し、議長となる。

2 検討会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 検討会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 検討会議の会議は、公開するものとする。ただし、検討会議の決定により

公開しないことができる。

(専門家会議)

第 6 条 技術的及び専門的な検討を行うため、検討会議に専門家会議を置くことができる。

2 専門家会議は、第 3 条第 2 項第 1 号の委員をもって組織する。

3 専門家会議は、会長が召集する。

4 会長は、専門家会議を開催したときは、その内容を検討会議に報告しなければならない。

(意見等の聴取)

第 6 条 検討会議及び専門家会議は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 検討会議の庶務は、まちづくり計画部都市計画室において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成 2 0 年 5 月 2 0 日から施行する。